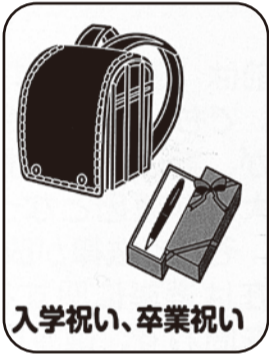
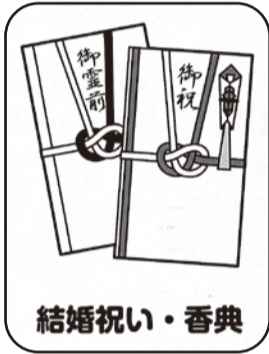
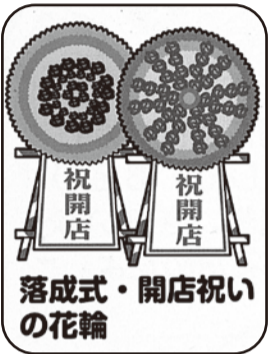


政治家が選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず**法律で禁止**されています。また、有権者が政治家に対し寄附を求めることも**禁止**されています。



寄附の禁止 寄附ってな〜に?

「政治家の寄附は禁止」というけれど、寄附ってなんなの?

寄附とは、お金や物品、その他財産上の利益となるものを与えたり、与える約束をすることです。物を買ったときの代金や有料イベントの参加料のように、債務の履行として支払うものは寄附にはあたりません。



どうして政治家は寄附をしてはいけないの?

NO!

政治家が寄附にお金をかけることを無くして、お金のかからない選挙、きれいな選挙を実現するためです。



お世話になった人へのお中元・お歳暮や催し物の賛助金など、選挙とは関係ない寄附だったら問題ないのでは。

以前は「選挙に関する」寄附だけが禁止されていました。しかし、政治家が普段からいろいろな名目で行う寄附が、実は選挙にお金がかかる大きな原因となっていました。そこで法律が改正され、現在は選挙に関する・関しないを問わず、選挙区内の人や団体への寄附は全て禁止されています。



●第2回定例会(6月)の日程●

6月3日(月)	本会議 開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案の上程及び提案理由の説明、議案第47号及び議案第48号の質疑、討論、採決
	本会議 総括質疑(議案に対する質疑)、議案の委員会付託 (本会議終了後) 北部特別委員会
11日(火)	総務文教常任委員会
12日(水)	建設水道常任委員会
13日(木)	福祉環境常任委員会
14日(金)	本会議(一般質問)
17日(月)	本会議(一般質問)
18日(火)	本会議(一般質問)
19日(水)	本会議(一般質問)
20日(木)	本会議 委員会報告、質疑、討論、採決など、閉会

議会を傍聴しましょう

本会議及び委員会は、どなたでも傍聴することができます。定例会は年4回開かれます。傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。

●本会議の傍聴
一般席の傍聴人の定員は42人です。傍聴を希望される方は、傍聴受付簿に住所・氏名を記入し、傍聴者入口から傍聴席に入ります。定員を超えた場合、入場を一時お待ちいただくことがあります。

●委員会の傍聴
委員会を傍聴できる人数は10人までです。なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。

●傍聴する際の注意事項
傍聴する際は、騒ぎ立ててはいけないなどの傍聴規則を守りましょう。また、傍聴する方は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音等を行うことができません。なお、携帯電話の電源はお切りください。

【平成25年第2回定例会の傍聴者数66名】

7月24日から第3回定例会が始まりました。詳しくは、八潮市議会のホームページをご覧ください。